

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

(平成20年度事前評価書)

評価時期：平成20年 8 月

施策等名	身近で効率的な公害紛争処理	担当課	公害等調整委員会事務局総務課
施策等の概要	<ul style="list-style-type: none"> i 地方在住者の負担軽減のため、現地における審問等の期日を実施する。 ii 公害等調整委員会(以下「公調委」という。)の機能を裁判所、弁護士及び都道府県の公害審査会等を始め国民に周知する。 iii 原因特定や因果関係の立証が困難な事件に的確に対処するため、原因裁定等に係る調査の充実を図る。 iv 業務の効率化により、人員の合理化、既存経費の削減を図る。 		
施策等の目的	<p>化学物質、土壌汚染、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件に的確に対処するとともに、国民が身近に公調委を利用することができるようにし(国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢を提供することにより)、公害紛争をより一層迅速かつ適正に解決し、国民の安全・安心に資する。</p>		
施策等の必要性	<p>① 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> i 裁判所(注 地方裁判所は50か所、簡易裁判所は438か所)では、公害訴訟事件が年平均56件、公害調停が年平均143件新たに係属している一方、公調委(注 東京に1か所)では、年平均6件新たに係属している(件数は、いずれも平成16年度～19年度の平均)。裁判所は、公調委に原因裁定を囑託することが可能であるが、これまでの実績は平成16年の富山地方裁判所からの1件である。公調委は、事件増加により負担が生じている裁判所に代わって事件処理を引き受ける必要があるとの指摘もある。 ii 都道府県及び市区町村の公害苦情件数は18年度に97,713件と三年連続増加し、都道府県の公害審査会等における調停等の係属件数は19年度86件、うち新規受付42件(過去10年間で最高)である。このうち、公害審査会等では、原因特定や因果関係の立証が困難なこと等を理由に、毎年20件ほど調停が打ち切られている。しかし、これらの事件が、公害紛争処理法の規定により、公調委に引き継がれたり、当事者から原因裁定を求められることは、稀である。 		

iii 近年、公調委には、化学物質、土壌汚染、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件が係属しており、その解決に資するためには、迅速に充実した調査を実施することが必要であるが、これが必ずしも十全には果たせない状況になっている。なお、公害紛争事件の処理期間は、公調委のパンフレット（HPにも掲載）には約1年6か月と記載されている一方、平成19年度に終結した事件4件は平均約1年10か月となっている。

② 原因分析

i 公調委は、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の解決（平成12年調停成立、現在フォローアップ中）にみられるように、柔軟性、利便性、専門性などの点で高い評価を得ている一方、東京一か所にしかないため、裁判所などに比べて不便であるという指摘がある。また、公調委には、当事者からしばしば現地で審問等の期日を開いてほしいとの要望が寄せられている。しかし、現地期日はもとより、現地調査のための予算が不足しており、現地期日にほとんど対応できる状況にはない。

ii 国民には、公調委そのものが十分に知られていない。

裁判所では、公調委に対する原因裁定の嘱託について十分に認識されていない。弁護士においても、公調委のメリットが十分に認識されていない。また、公害審査会等又その紛争当事者においては、公調委に対し、それぞれ中断後の事件の引継ぎ又は原因裁定の求めをすることも可能であるが、公害審査会等では必ずしも十分に活用されておらず、また、当事者にも十分に認識されていない。

iii 公調委では、調査に係る予算が1,700万円である一方、平成19年度に18件の事件が係属したことにかんがみ、一件当たりの調査費が100万円弱であるため、化学物質、土壌汚染、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件に対して、迅速に充実した調査を実施することが困難な状況にある。また、多額の費用を要する調査については、次年度に延期せざるを得ない状況にある。

③ 課題の特定

公調委においては、国民の利便性の向上、その機能の関係方

	<p>面を始め国民への周知、調査機能の向上が必要である。</p> <p>④ 施策の具体的な内容</p> <p>i 地方在住者の負担軽減のため、現地における審問等の期日を各事件ごとに年一回以上実施する【平成21年度1,000万円の増額要求】。</p> <p>ii 裁判所に対して原因裁定の嘱託の制度と事例を周知する。弁護士に対して公調委機能を周知する。公害審査会等に対し、公調委機能の活用モデルケースを周知する。公害苦情処理事例から公調委に対する潜在的ニーズを把握する。</p> <p>iii 原因特定や因果関係の立証が困難な事件に迅速かつ的確に対処するため、原因裁定等に係る調査の充実を図る【平成21年度3,000万円の増額要求】。</p> <p>iv 業務の効率化により、人員の合理化減のほか、庁費、情報処理業務経費など既存経費の削減を図る【平成21年度2,200万円の減額要求】。</p>
<p>社会的ニーズ</p>	<p>平成19年4月に施行された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条では、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することとされている。同法第4条第1項では、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならないとされている。</p> <p>多発化・多様化する公害紛争処理についても、国民の利便性を高めながら、迅速かつ適正に解決することが求められている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>公調委が行う公害紛争処理は、高度に専門的な知識等を活用し、機動的な調査の実施、柔軟な手続等により、迅速かつ適正に公害紛争を実効的に解決するものであり、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものである。</p>
<p>施策等の有効性（得ようとする効果）</p>	<p>i 地方在住の当事者の負担を軽減し（平成21年度1回以上現地における審問等の期日を実施し）、国民が身近に公調委を利用できるようになる。</p> <p>ii 平成21年度において、国民や弁護士における公調委のメリットに関する認識や裁判所における原因裁定の嘱託に関する認識が</p>

	<p>高まるほか、公調委と公害審査会等との連携強化による事件の解決が期待される。</p> <p>iii 充実した調査を迅速に実施することにより、原因特定や因果関係を明らかにし、適正かつ妥当な結論を速やかに導き出すことができる。平成21年度に新たに係属する事件については、これにより、大型・特殊事件等を除き、1年6月以内に解決を図るよう努める。</p> <p>iv 公調委における業務の効率化を図る。</p>
<p>施策の効率性</p>	<p>業務の効率化により、人員の合理化減のほか、庁費、情報処理業務経費など既存経費の削減を図る。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）</p> <p>第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現</p> <p>4. 生活におけるリスクへの対処 （治安対策、犯罪被害者施策等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、日本司法支援センターを中核とする総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の司法制度改革に引き続き取り組む。 <p>○ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）</p> <p>3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略</p> <p>戦略4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力</p> <p>我が国の深刻な公害克服の経験と智慧、環境・エネルギー技術を活かし、環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブや中国等との水環境パートナーシップなどの国際環境協力を展開する。</p> <p>○ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）</p> <p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>1. 環境立国戦略</p> <p>「21世紀環境立国戦略」に示された生物多様性保全、持続可能な資源循環の確保などの戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的に取り組み、環境保全と経済成長を実現する。</p> <p>○ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）</p>

	<p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 司法制度改革の一環として、平成21年5月に始める裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護士報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対応する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。 <p>○ 本評価書の作成に当たり、平成20年8月に、「平成19年度公害等調整委員会政策評価懇談会」（平成20年3月開催）の構成員の意見を聴取した。</p>
--	---